



熊本県公報

号外 第40号

令和2年(2020年)

6月26日(金)

(毎週火・金発行)

目 次

規 则

- 熊本県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則…………… (労働雇用創生課) 1
- 熊本県立技術短期大学校規則の一部を改正する規則…………… () 1

規 则

熊本県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県規則第32号

熊本県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則

熊本県立職業能力開発校規則(昭和44年熊本県規則第73号)の一部を次のように改正する。

第15条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

熊本県手数料条例(平成12年熊本県条例第9号)第6条の規定による県立職業能力開発校入校料(同条例第2条第1項第644号の3に規定する県立職業能力開発校入校料をいう。第18条第2項において「入校料」という。)の免除は、経済的理由により納付が困難であると認められる場合において、納付が困難であると知事が認める額について行うものとする。

第16条中「条例第4条第5項」を「熊本県手数料条例第6条又は条例第4条第5項」に改める。

第18条中「知事は、」の次に「熊本県手数料条例第6条又は」を加え、「定める月」を「定める日」に改め、同条第1号中「月」の次に「の初日」を加え、同条第2号中「をした日の属する月」を「の対象となる期間の初日」に改め、同条第3号中「月」の次に「の初日」を加え、同条に次の1号を加える。

(4) 学業成績が著しく不良であると認められるものであって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病、その他のやむを得ない事由があると認められないとき 当該学業成績に係る学年の半期の初日

第18条に次の1項を加える。

2 前項の規定により免除を取り消された者は、直ちに未納の入校料又は授業料を納付しなければならない。

第20条第2号中「成績」を「学業成績」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の熊本県立職業能力開発校規則(以下「新規則」という。)第15条第1項の規定は、令和2年度以後に入校した者に係る熊本県手数料条例(平成12年熊本県条例第9号)第2条第1項第644号の3に規定する県立職業能力開発校入校料について適用する。

2 新規則第18条の規定(熊本県立職業能力開発校条例(昭和44年熊本県条例第43号)第4条第5項の規定により受けている免除の取消しに係る部分に限る。)は、この規則の施行の日以後に同項の規定による免除の決定を受ける者について適用し、同日前に当該免除の決定を受けた者については、なお従前の例による。

熊本県立技術短期大学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県規則第33号

熊本県立技術短期大学校規則の一部を改正する規則

熊本県立技術短期大学校規則(平成8年熊本県規則第48号)の一部を次のように改正する。

目次中「第26条」を「第26条の2」に改める。

第23条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

熊本県手数料条例(平成12年熊本県条例第9号)第6条の規定による県立技術短期大学校入学料(同条例第2条第1項第646号に規定する県立技術短期大学校入学料をいう。第26条第2項において「入学料」という。)の免除は、経済的理由により納付が困難であると認められる場合において、納付が困難であると知事が認める額について行うものとする。

第24条中「条例第9条」を「熊本県手数料条例第6条又は条例第9条」に改め、「授業料の」を削る。

第25条中「授業料の」を削る。

第26条中「知事は、」の次に「熊本県手数料条例第6条又は」を加え、「授業料の」を削り、「定める月」を「定める日」に改め、同条第1号中「月」の次に「の初日」を加え、同条第2号中「当該免除をした最初の月」を「免除の対象となる期間の初日」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 第28条第1項の規定により退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたとき 当該処分を受けた日の属する月の初日

第26条に次の1号を加える。

(4) 学業成績が著しく不良であると認められるものであって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病、その他のやむを得ない事由があると認められないとき 当該学業成績に係る学年の半期の初日

第26条に次の1項を加える。

2 前項の規定により免除を取り消された者は、直ちに未納の入学料又は授業料を納付しなければならない。

第2章第9節中第26条の次に次の1条を加える。

（減免の停止）

第26条の2 知事は、条例第9条の規定により免除（第23条第2項第1号に掲げる場合に該当する場合に限る。）を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める期間、免除を停止することができる。

(1) 第13条の規定により許可を受けたとき 休学を開始する日の前日の属する月の翌月から復学する日の前日の属する月までの間

(2) 第28条第1項の規定により停学（1月以上3月末満の期間のものに限る。）の処分を受けたとき 当該処分を受けた日の前日の属する月の翌月から復学する日の前日の属する月までの間

(3) 第28条第1項の規定により停学（1月末満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたとき 当該処分を受けた日の前日の属する月の翌月の初日から末日までの間

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の熊本県立技術短期大学校規則（以下「新規則」という。）第23条第1項の規定は、令和2年度以後に入学した者に係る熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）第2条第1項第646号に規定する県立技術短期大学校入学料について適用する。

（経過措置）

2 新規則第26条の規定（熊本県立技術短期大学校条例（平成8年熊本県条例第52号）第9条の規定により受けている免除の取消しに係る部分に限る。）は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同条例第9条の規定による免除の決定を受ける者について適用し、施行日前に当該免除の決定を受けた者については、なお従前の例による。

3 新規則第26条の2の規定は、施行日以後に熊本県立技術短期大学校条例第9条の規定による免除の決定を受ける者について適用する。